

第 1 3 号議案

亀岡市中央公民館使用条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市中央公民館使用条例（昭和 4 5 年亀岡市条例第 3 8 号）の
一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市中央公民館使用条例の一部を改正する条例

亀岡市中央公民館使用条例（昭和 4 5 年亀岡市条例第 3 8 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 3 号中「き損」
を「毀損」に改める。

第 5 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 6 条第 1 項中「定めるとおり」を「掲げる額」に改める。

別表中

「

午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
9時～ 12時	1時～ 5時	6時～ 10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
円 840	円 1,050	円 1,360	円 1,680	円 2,100	円 2,730
630	730	940	1,150	1,470	1,890
630	730	940	1,150	1,470	1,890
840	1,050	1,360	1,680	2,100	2,730
840	1,050	1,360	1,680	2,100	2,730
520	630	840	1,050	1,260	1,680
730	940	1,150	1,470	1,780	2,310

」

を

「

午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
円 860	円 1,080	円 1,400	円 1,720	円 2,160	円 2,800
640	750	970	1,180	1,510	1,940
640	750	970	1,180	1,510	1,940
860	1,080	1,400	1,720	2,160	2,800
860	1,080	1,400	1,720	2,160	2,800
540	640	860	1,080	1,290	1,720
750	970	1,180	1,510	1,830	2,370

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市中央公民館使用条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料については、なお従前の例による。

亀岡市中央公民館使用条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 亀岡市中央公民館の使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。ただし、この条例の施行前に許可を受けた使用料については、なお従前の例によること。